

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース



旧年中は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
本年も倍旧の御高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



平成28年元旦

税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 西田 尚史
代表社員(川内) 鍋 清見
外職員一同

今年からはワンストップ経営相談の体制が出来ようになりました。それは当事務所では税理士(西田尚史・鍋清見・中野民夫・久保寺恵子・片平和代)、社会保険労務士(山中浩子)、中小企業診断士(片平希望)がおります。それ以外に外部の弁護士・不動産鑑定士・司法書士・宅地建物取引士・中小企業診断士・税理士等のグループで構成されています。“相続・贈与・争続対策支援センター”や“(一社)くまもと事業承継支援センター”などの関係団体等の構築が出来上りました。頼んで良かったと喜ばれる事務所に職員一同丸となり努力致しますので、何卒ご愛顧の程重ねてお願い申し上げます。



蒲島知事より御挨拶

税理士法人未来税務会計事務所とともに歩まれている皆様、あけましておめでとうございます。熊本県知事の蒲島郁夫です。八年前熊本県知事に就任した際、熊本はリーマンショック後の経済的停滞と閉塞感に包まれていました。そんな大逆境の中でも、暗いトンネルの先にある夢の未来を目指し、私は百八十万県民とともに頑張ってきました。特に、昨年は蒲島県政二期目の総仕上げとして、これまで私どもが県民にお約束した「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取組みが大きく「華」開いた年になりました。昨年もくまモンが国内外で大活躍したほか、「稼げる農林水産業」に向けた農地集積や担い手の育成、国際航空定期便(台湾高雄線、香港線)の新たな就航、認知症サポーター数六年連続日本一に加え、「万



未来を語り 未来を創り 未来に残す。

田坑「三角西港」の世界遺産登録など、全国をリードする熊本らしい取組みが“華”開き、“実”を結びつつあります。「未来を語り 未来を創り 未来に残す」未来税務会計事務所のモットーは、「熊本の夢の実現」を目指し「活力と雇用を創る」「世界の中で輝く」「安心・希望を実現する」「未来の礎を築く」の四つの目標を掲げる蒲島県政と全く同じ方向性を向いております。未来税務会計事務所及び事務所とともに歩まれている県民の皆様と一緒に、多くの「華」が咲きつつある熊本の「よき流れ」を止めることなく、さらに実を結ばせるために、これからも蒲島郁夫は頑張ります。



「財産債務調書」って何？

今年の所得税の確定申告までは、所得が2千万円超の富裕層は“財産債務の明細書”を提出する義務がありました。これが改正され、来年の確定申告時からは“財産債務調書”という名前に変更され、財産内容をより詳しく報告しなくてはなりません。

項目	国外財産のみ	財産全体
	国外財産調書制度	財産債務調書(2016年から)
報告義務者	国外財産5千万円超を保有している者	●所得2千万円超 かつ ●時価3億円以上の財産 または 時価1億円以上の含み益のある有価証券等を保有する者
確定申告との関係	確定申告しない場合も提出が必要	確定申告義務者のうち 該当者が提出
報告する内容	財産の種類、数量、時価など	財産の種類、数量、時価など (提出した国外財産調書に記載した財産は記載不要)
財産の評価方法	時 価	
所得税、相続税の申告もれがあった場合	調書に記載のある財産についての申告もれの場合 過少申告加算税を5%軽減する	
調書の不提出	不提出、虚偽記載の場合 1年以下の懲役または50万円以下の罰金	罰則なし

東京、大阪、名古屋の三大都市圏の税務署では、いままでも”富裕層の資産状況等”を管理しており、特に次のような方を”重点管理富裕層”として、選別管理しています。

<重点管理富裕層とは>

- 形式基準 見込保有資産総額が特に大きい人(金額基準は未公表)
- 実質基準 形式基準にはあたらないものの、一定規模以上の資産を保有し、国際的租税回避行為などの富裕層固有の問題が想定される人”重点管理富裕層”になると、本人だけでなくその家族や経営する法人、それ以外にも密接な関係がある法人を一体で名簿管理され、作成された名簿は国税庁を経由して名簿にのっている個人や法人の所轄税務署で共有されて、税務調査などに利用されます。

富裕者層をターゲットにした管理体制は、今後全国の税務署へ広がる方向にあるとされています。自分は富裕層でないから他人事だとお考えのあなた！マイナンバー制度のスタートで国税当局は財産や収入情報が収集しやすくなり、富裕者層にとっての窮屈さばかりでなく、先行きは一般国民の財産や収入まで管理されることにも。詳しいことは当事務所までご相談ください

資料参照 HP (<https://www.43navi.com/column/detailnews.html?n=3335>)

償却資産(固定資産税)申告の手引き

○ 償却資産とは

法人や個人で事業を営んでいる方(例:工場や商店等の経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産等を営まれている方)が、その事業のために用いている構築物、機械装置、工具・器具・備品、船舶などをいいます。

○ 申告期限

平成28年2月1日(月)

○ 申告していただく方

平成28年1月1日現在、各市町村内に償却資産を所有されている方 ※租税特別措置法第28条の2、第67条の5により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税については申告の対象となります。耐用年数の記載も必要。

○ 申告の対象となる資産

- 平成28年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。
- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
 - (2) 償却済みの資産(事業用に使用している場合は申告が必要です)
 - (3) 簿外資産
 - (4) 遊休資産・未稼働資産
 - (5) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
 - (6) 建設仮勘定で経理されている資産
 - (7) 福利厚生用に供する資産
 - (8) 賃借人(テナント)等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
 - (9) 少額償却資産等(別表1)
 - (10) 大型特殊自動車(別表2)

○ 申告の誤りの多い事例(太陽光発電) ※課税標準の特例有太陽光発電の種類(「住宅用」「事業用」)に関係なく、また損金算入の有無にかかわらず、事業で使用していれば申告が必要です。グリーン投資減税で100%即時償却した場合等も、申告が必要です。

設備者	余剰買収	全量買収
個人(住宅用)	課税対象外	課税対象 ※国税の損金算入の有無にかかわらず、事業用資産に該当する
個人(事業消費用)	課税対象 充電されているか否かにかかわらず、事業用資産に該当する	
法人	課税対象 充電されているか否かにかかわらず、事業用資産に該当する	

まずは当事務所の担当者へご確認くださいませ。

資料参照 HP (<https://www.city.kumamoto.jp/common>)

2016年 抱負

未来税務会計事務所 熊本事務所

- 中野 体調管理の徹底!
- 岩本 今、その瞬間に全力投球!
- 中満 何事にも感謝の気持ちを忘れずに
- 高野 一日一日を大切に! 先手先手を日々心がける!
- 山口 何事にも老けない様、興味を持ち自己向上に繋げる
- 出 健康第一!
- 中山 見ざる聞かざる言わざる 皆様にとって幸多き年でありますように!
- 大塚 徹頭徹尾: 最初から最後まで意志を貫くこと
- 永村 日々、成長できるよう自己研鑽
- 荒川 お客様の為になる情報提供および自己研鑽
- 歳嶋 仕事・育児・家事共に手を抜かない
- 久保寺 常に謙虚に! 毎日120%頑張ります!
- 池田 *Live every day as though it were last.* (毎日を明日無きものとして生きる)
- 宮崎 自己研鑽と自己管理を心掛ける
- 片平(和) 体調管理!
- 淵崎 お客様のお役に立てるよう自己研鑽と自己管理
- 岩本(貴) 1年目と2年目とで意識の違いを明確に。自己研鑽に励む。
- 片平(希) お客様のお役に立てる付加価値を追求する
- 田中 色々な事に興味を持ち、仕事に活かす
- 内村 飛躍の年となるよう今以上に励む!
- 山本 自身の仕事力を磨く



未来税務会計事務所 川内支店

- 竹下 体力の衰えにも負けず、仕事量の増加にも負けず、お客様に満足いただけるよう頑張ります
- 富園 体調管理 健康であること。
- 梅野 本をたくさん読み知識を増やす
- 坂口 仕事の効率性をもっと上げれるように頑張ります
- 島川 広い視野で、気遣いを心に留めた仕事ができるよう努めます!
- 羽生 学んだことをしっかりと活かせるように頑張ります。
- 迫田 体調管理に気をつけて頑張ります。
- 藤原「知らないのは恥ではない、知ろうとしないのが恥である」
・・・を胸にたくさん学びたいと思います。



●年末年始のご案内●

誠に勝手ながら、12月29日(火)~1月3日(日)まで、当事務所では年末年始の休暇を頂戴致します。
お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒御容赦頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

●11・12月決算法人のお客様へ●

1月は年末調整、2月は確定申告の時期となります。誠に勝手ではございますが、11・12月決算法人の方は、お早めに決算書類準備をお願い致します。

●確定申告の御準備はお早めに●

当事務所に確定申告をご依頼されるお客様は、何卒お早目に資料等を御準備頂き、ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

今年も宜しくお願い致します!



Food&Bar Ohana

フード アド バー オハナ

<企業シリーズ No231>

今回は、下通りの ZARA さんを入ったところにある「Food&Bar Ohana」様をご紹介します。

店名の Ohana(オハナ)は、ハワイの言葉で「家族」という意味で、お客様にも家族のようにつろいでいただきたいという、オーナーの願いがこめられています。

お店の雰囲気は、その名のとおり、南国リゾートの夜を思わせるイメージです。しっとりと落ち着いていて、若い方から大人の方までくつろげる空間になっています。料理は、自家



製ドミグラスソースのロコモコやガーリックシュリンプなどハワイアンなメニューから、お酒のおつまみまで充実。カクテルも多数用意されていますので、お気に入りの一杯を探してみてください。

この機会に、ぜひ一度足を運でみてはいかがでしょうか? イケメンのオーナーが待ってますよ!!



〒860-0801 熊本市中央区安政町 5-17 クリスタルパレス 2F
TEL : 096-359-2103

ディナー 18:00~0:00 (O.S 23:30)
バー 0:00~3:00 (O.S 2:30)

※是非ホットペッパーをご覧の上、お問合せくださいませ♪



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>